

○沼津市都市公園条例

昭和38年 4 月 1 日 条例第10号

改正

昭和43年 9 月30日 条例第54号
 昭和45年 6 月30日 条例第21号
 昭和47年10月20日 条例第24号
 昭和49年 6 月25日 条例第23号
 昭和50年 7 月17日 条例第21号
 昭和51年 6 月19日 条例第34号
 昭和52年 7 月19日 条例第13号
 昭和53年 8 月18日 条例第21号
 昭和54年 7 月 9 日 条例第20号
 昭和55年 7 月10日 条例第26号
 昭和56年10月 6 日 条例第23号
 昭和57年 7 月19日 条例第19号
 昭和58年12月10日 条例第23号
 平成 6 年 3 月29日 条例第 5 号
 平成13年 3 月30日 条例第 8 号
 平成14年 3 月28日 条例第14号
 平成17年 2 月28日 条例第 4 号
 平成19年 3 月28日 条例第 9 号
 平成19年10月17日 条例第29号
 平成20年10月20日 条例第37号
 平成26年 3 月10日 条例第24号
 令和元年 7 月 5 日 条例第43号

沼津市都市公園条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、沼津市（以下「市」という。）が設置する都市公園（以下「公園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 削除

第 2 章 管理

第 1 節 行為及び利用

(行為の禁止)

第 3 条 公園内においては、次の行為をしてはならない。ただし、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は次条第 1 項若しくは第 2 項の許可（第15条の 5 に規定する指定管理者が第15条の 7 第 1 号の規定により行う次条第 1 項又は第 2 項の許可を含む。）を受けた者は、当該許可に係る事項は、この限りでない。

- (1) 公園の施設又は公園内の土地を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 鳥獣、魚類等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (3) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (4) 土地の形状を変更すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) はり紙若しくは広告物を掲げ、又は宣伝すること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬等を乗り入れ、又は留めておくこと。
- (8) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (9) その他公園の管理に支障がある行為をすること。

(行為の制限)

第 4 条 公園内において、次の行為をしようとする者は、申請書を提出して、市長の許可を受けな

ればならない。ただし、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。

- (1) 出店、その他これに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行すること。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を利用すること。
- 2 前項による許可を受けた事項を変更しようとするときは、申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、やむを得ないと認められる場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 4 市長は、第1項又は第2項の許可に際し、公園の管理上必要な範囲内で条件をつけることができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、公園の損壊、その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合若しくは公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合又は公園を損傷するおそれがあると認められる場合には、公園を保全し、又は利用者の危険を防止するため、公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

第2節 有料施設

(有料施設)

第5条の2 市が公園内で、有料で使用させる施設（附帯設備を含む。以下「有料施設」という。）は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

公園の名称	有料施設
愛鷹運動公園	テニスコート
大岡公園	テニスコート

(使用時間等)

第5条の3 有料施設の使用時間及び休日は、別に定めるもののほか、規則で定める。

(使用の申請)

第6条 有料施設を使用しようとする者（規則で定める有料施設を使用しようとする場合を除く。）は、申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(条件)

第7条 市長は、有料施設の管理上必要であると認めたときは、有料施設の使用について条件をつけることができる。

(使用の制限)

第7条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、有料施設の使用を制限し、又は禁止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 利用者に迷惑をかけ、又は有料施設の施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

第3節 公園施設の設置又は管理の許可

(申請事項)

第8条 法第5条第1項の規定による公園施設の設置若しくは管理の許可又は許可を受けた事項の変更の申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするとき。
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間
 - ウ 設置の場所

- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理方法
- カ 工事实施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 公園の復旧方法
- ケ その他市長が指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするとき。
 - ア 管理の目的
 - イ 管理の期間
 - ウ 管理する公園施設
 - エ 管理の方法
 - オ その他市長が指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。
 - ア 変更する事項
 - イ 変更する理由
 - ウ その他市長が指示する事項

(添付書類)

第9条 公園施設の設置の許可を受けようとする者又は許可を受けた事項を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

2 市長は、必要であると認めたときは、前項に掲げる図書以外の図書の提出を求めることができる。
(保証金等)

第10条 市長は、公園施設の設置又は管理の許可に際し、必要があると認めたときは、保証金を徴し、又は保証人を立てさせることができる。

- 2 保証金の額及び保証人の資格は、市長が定め、保証金には利子をつけない。
- 3 保証金は、無記名の国債証券又は本市公債証券その他市長が適当と認めた有価証券をもつて代えることができる。

(保証金の還付)

第11条 前条の保証金は、公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が、その設置又は管理を廃止し、若しくはその許可を取り消され又は許可の期間が満了したときに還付する。

- 2 前項の場合において、市が損害を受けたときは、前条の保証金をもつてこれに充てる。

(公園施設の設置又は管理の休止及び廃止)

第12条 公園施設の設置又は管理の許可を受けている者が、その施設の設置又は管理を休止しようとするときは、あらかじめ届出て、市長の承認を受けなければならない。

- 2 公園施設の設置又は管理の許可を受けている者が、その施設の設置又は管理を廃止しようとするときは、その30日前までに市長に届出なければならない。

第4節 公園の占用

(申請事項)

第13条 法第6条第2項の規定による公園の占用許可申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理方法
- (2) 工事实施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 公園の復旧方法
- (5) その他市長が指示する事項

(添付書類)

第14条 公園の占用許可及び許可事項を変更しようとする場合においては、第9条の規定を準用する。
(占用物件の軽易な変更事項)

第15条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
- (2) 占用物件の構造を変えない修繕

(3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部模様替

第5節 使用料

(使用料)

第15条の2 大岡公園のテニスコートの使用の許可を受けた者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用の許可を受けた時に納付しなければならない。ただし、市長が別に納期を指定した場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第15条の3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第15条の4 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責に帰することができない理由で使用できなかつたとき。

(2) その他市長が必要があると認めるとき。

第6節 指定管理者による管理

(指定管理者による管理)

第15条の5 市長は、愛鷹運動公園のテニスコート及び芝生広場（以下「愛鷹運動公園のテニスコート等」という。）の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第15条の6 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類により、次に掲げる要件について審査し、愛鷹運動公園のテニスコート等を適切に管理するために最もふさわしいと認めるものを、指定管理者として指定するものとする。

(1) 愛鷹運動公園のテニスコート等の利用に関し、平等性が確保できること。

(2) 愛鷹運動公園のテニスコート等の効果的な管理を実現できること。

(3) 事業計画に基づく管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条の7 指定管理者が行う愛鷹運動公園のテニスコート等の管理に関する業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第4条第1項及び第2項の許可並びに同条第4項の規定による条件の付与に関する業務

(2) テニスコートに係る第6条の許可に関する業務

(3) テニスコートに係る第7条の規定による条件の付与に関する業務

(4) テニスコートに係る第7条の2の規定による使用の制限に関する業務

(5) 第17条の許可に関する業務（第1号及び第2号の業務に係るものに限る。）

(6) 第19条の規定による許可の取消し、効力の停止及び条件の変更に関する業務（第1号及び第2号の業務に係るものに限る。）

(7) 第20条の規定による届出の受付に関する業務（第1号及び第2号の業務に係るものに限る。）

(8) 施設、設備等の維持管理に関する業務

(9) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定等の告示)

第15条の8 市長は、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(利用料金)

第15条の9 指定管理者が第15条の7第2号の規定により行う第6条の許可を受けた者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、前項の許可を受けた時に納付しなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を指定した場合は、この限りでない。

3 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て

定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、利用料金を、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減免）

第15条の10 指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減免することができる。

（利用料金の還付）

第15条の11 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第3章 雑則

（権利の譲渡禁止等）

第16条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第2項又は第6条の許可（指定管理者が第15条の7第1号及び第2号の規定により行う第4条第1項若しくは第2項又は第6条の許可を含む。）を受けた者（以下「使用者等」という。）は、その権利を譲渡し、又は行為、使用、設置若しくは占有（以下「使用等」という。）をしている土地及び物件を転貸し、若しくは他人に使用等をさせてはならない。

（権利の承継）

第17条 相続又は法人の合併若しくは分割（当該許可に係る行為を承継させるものに限る。）により使用者等からその権利を承継する者は、これを証明する書類を添えて市長に申請し、その許可を受けなければならない。

（監督）

第18条 市長は、公園の管理上又は公益上必要があると認めるときは、法令又はこの条例による許可事項その他必要と認める事項について、使用者等から報告を求め、又は当該職員に必要な場所に立ち入らせ、調査又は検査させることができる。

2 前項に規定する当該職員は、要求あるときは、その身分を示す証票を提示しなければならない。

（監督処分）

第19条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

（1） この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

（2） この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

（3） 偽り、その他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。

（1） 公園内に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合

（2） 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障を生じた場合

（3） 公園の管理上の理由又は公益上やむを得ない必要が生じた場合

（届出）

第20条 次の各号の一に該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

（1） 使用者等が、使用等に関する工事に着手し、若しくは完了し、使用等を廃止し、又は公園を原状に回復したとき。

（2） 公園を構成する土地、物件については所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

（3） 使用者等が、住所又は氏名若しくは名称を変更したとき。

（公園の区域の変更及び廃止）

第21条 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

（委任）

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、従前の例によつてした許可、その他の手続は、この条例の規定によつてしたものみなす。

付 則 (昭和43年9月30日条例第54号)

この条例は、昭和43年9月30日から施行する。

付 則 (昭和45年6月30日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和47年10月20日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和49年6月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和50年7月17日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和51年6月19日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和52年7月19日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和53年8月18日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和54年7月9日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和55年7月10日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和56年10月6日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和57年7月19日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和58年12月10日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成6年3月29日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年3月30日条例第8号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年3月28日条例第14号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中愛鷹運動公園テニスコートの部分は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年2月28日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年3月28日条例第9号抄)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年10月17日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の沼津市都市公園条例（以下「新条例」という。）第15条の6第2項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において

も、同条から新条例第15条の8までの規定の例により行うことができる。

- 3 前項の規定に基づいて行う新条例第15条の6第2項の規定による指定に係る指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）についての新条例第15条の9第3項の規定による承認は、施行日前においても、新条例別表第2に定める額の範囲内で行うことができる。

（経過措置）

- 4 施行日前に改正前の沼津市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長が行った許可その他の行為（新条例第15条の7各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者が行った許可その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長にされている申請その他の行為（新条例第15条の7各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

付 則（平成20年10月20日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年3月10日条例第24号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に許可した都市公園の使用に係る使用料の額は、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（令和元年7月5日条例第43号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に許可した都市公園の使用に係る使用料の額は、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第15条の2関係）

大岡公園のテニスコート

区分		基本使用料	
コート	一般	1面2時間につき	830円
	児童・生徒	1面2時間につき	410円
照明施設		1面1時間につき	260円

備考

- 1 「一般」とは、「児童・生徒」及び小学校就学前の者以外の者をいう。
- 2 「児童・生徒」とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 使用のための準備及び原状回復のための時間は、使用時間に含む。
- 4 2時間を超えて使用するときのコートの使用料の額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、基本使用料の100分の50に相当する額を加算した額とする。
- 5 1時間以内で使用することを認めたときのコートの使用料の額は、基本使用料の100分の50に相当する額とする。
- 6 上記の使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

別表第2（第15条の9関係）

愛鷹運動公園のテニスコート

区分			基本利用料金	
コート	入場料を徴収しない場合	一般	1面2時間につき	1,460円
		児童・生徒	1面2時間につき	730円
	入場料を徴収する場合		1面2時間につき	4,400円
照明施設			1面1時間につき	260円
大会運営棟			1棟1時間につき	260円

備考

- 1 「一般」とは、「児童・生徒」及び小学校就学前の者以外の者をいう。

- 2 「児童・生徒」とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 使用のための準備及び原状回復のための時間は、使用時間に含む。
- 4 2時間を超えて使用するときのコートの利用料金の額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、基本利用料金の100分の50に相当する額を加算した額とする。
- 5 1時間以内で使用することを認めたときのコートの利用料金の額は、基本利用料金の100分の50に相当する額とする。